

奨学資金代理返還企業を募集いたします！ ～奄美市奨学資金企業代理返還制度のご案内～

どんな制度？

奄美市ふるさと創生人材育成基金奨学資金奨学生を雇用する企業等が奨学生に代わって奨学金を直接本市に返還することで奨学生の経済的負担を軽減する制度です。



奨学生（従業員）のメリット

●奨学金返還による経済的負担が軽減！

企業による代理返還金は通常の給与と区別され、所得税に関しては**非課税**扱いになります。さらに、代理返還額は標準報酬月額に含まれません！

代理返還企業のメリット

●奨学生支援企業として社会貢献PRできます！

●人材確保、若手の定着率UPに期待できます！

※返還額は、法人税法上、給与として損金算入可能です。

※賃上げ促進税制の対象になる可能性があります。

●企業は、奨学生の返還額の**全部**又は**一部**を返還。

（※返還期間は、高卒で5年程度、専門学校・大学等卒で10年程度）

（※奨学生1人あたり、**年間72,000円～252,000円程度**）

（※金融機関窓口で本市の発行する納付書でお支払いください）

●制度の利用の中止や合意の取消は、**企業の任意のタイミング**で可能。

（ただし、再利用禁止期間があります。）

※税制上の取扱については、各企業内で就業規則や賃金規定等の整備が必要になる場合もあります。詳しくは、税務署、税理士、社会保険労務士等にご相談ください。

制度の趣旨にご賛同いただき、代理返還企業として本市と合意書締結の意向のある企業を随時募集していますので、奄美市教育委員会事務局教育総務課までご連絡ください。

【お問い合わせ】

奄美市教育委員会事務局教育総務課 電話：0997-52-5133 E-mail：kyoism@city.amami.lg.jp